

第 号
年 月 日

様

長門市長

下水道事業受益者負担金及び分担金納入通知書

平素より下水道行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。
さて、別紙のとおり納入書を送付しますので、納期限（　月　日）までに納入書裏面記載の指定金融機関全支店及び中国5県の各郵便局で納入をお願いします。

※コンビニエンスストアでは納付できません。

裏面をご参照ください

下水道事業受益者負担金及び分担金
農業・漁業集落排水事業受益者分担金 を
納期限までに納付されない場合は、
延滞金がかかります。

1. 下水道事業受益者負担金及び分担金、農業・漁業集落排水事業受益者負担金の未納金額が 2,000 円以上(1,000 円未満の端数は切り捨て)の場合は、未納金額について、その納付期限の翌日から督促状に指定する期限(概ね納付期限から 1 ヶ月後)までの期間については年 7.3%、督促状の指定期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.5%の割合を乗じて計算した金額(その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)の延滞金を徴収します。ただし、上記の年 7.3%及び年 14.5%の割合は、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合)が、年 7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」)中においては、年 14.5%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合)とします。

	本来の率	特 例 1 (平成 25 年度以前)	特 例 2 (平成 26 年度以降)
延 滞 金	1 4. 5 %	適用なし	※特例基準割合 2 + 7. 3 %
納期限後 1 ヶ月以内	7. 3 %	※特例基準割合 1	※特例基準割合 2 + 1 %

※1 特例基準割合 1 は、各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における商業手形の基準割引率に、年 4%を加算した割合をいう。

※2 特例基準割合 2 は、各年の前々年 10 月から前年 9 月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を、12 で除した平均の割合として、各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合をいう。

2. 督促状発行した日から起算して、10 日を経過した日(概ね納付期限から 1 ヶ月後)までに完納しないときは、地方税の滞納処分の例により処分を受けることがあります。
3. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求中であっても納入は猶予されません。

下水道

(長門市)

35211

口座番号 01380-8-961057 加入者名 長門市下水道事業企業出納員

口座番号	01380-8-961057	加入者名	長門市下水道事業企業出納員
[Redacted]			

世帯番号
通知番号
識別番号

納付番号
[Redacted]
[Redacted]

税(料)額	[Redacted] 円
督促手数料	[Redacted] 円
延滞金	[Redacted] 円
合計	[Redacted] 円

数字見本 0123456789

本書のとおり領収いたしましたので通知します。
長門市下水道事業企業出納員 様
長門市下水道事業出納・収納取扱金融機関等

取りまとめ店 〒730-8794 桃山銀行 広島貯金事務センター

公



(長門市)

公

(長門市)

口座番号 01380-8-961057

加入者名 長門市下水道事業企業出納員

期(月)別 [Redacted]

通知番号 [Redacted]

納付番号 [Redacted]

納付者氏名 [Redacted]

税(料)額 [Redacted] 円

督促手数料 [Redacted] 円

延滞金 [Redacted] 円

合計 [Redacted] 円

[Redacted]

領収日附印 [Redacted]

領収日附印 [Redacted]

(金融機関保管)

収入印紙不要
(納付者保管)

お問合せ窓口は裏面に記載しております。

上記の金額を領収しました。